

市立札幌豊明高等支援学校 外局・部 運営規定

第1章 総則

第1条

- 1 学校生活に対する意欲を高め、余暇を有効に使い、生活の質を向上させるとともに生涯に渡って生活を豊かに過ごす気持ちを育てることを目的とし、外局・部を設置する。
- 2 外局・部は本校生徒会管理のもとに設置される。

第2章 設立と廃止

第2条 外局・部の設置は、教頭・顧問・生徒会部で協議し、職員会議を経た後、学校長がこれを決裁する。

第3条 外局・部は、以下の条項のすべてに適合し、職員会議を経た後に学校長がこれを決裁した場合に設立することができる。

1. 顧問2名以上が確保され、学校長がこれを委嘱すること。
2. 日常の活動場所が確保されていること。
3. 設置に関する審議を行う時点で、外局に関しては入局希望者が5名以上、部に関しては入部希望者が5名以上確保され、設置後にもその状況が継続されること。

第4条 外局・部が下記の条項のいずれかに適合し、職員会議で廃止と判断された場合に廃止となる。

1. 外局・部の構成人数が本規定第2章第3条に定める項目と適合しない状態が2年間継続した場合。
2. 1の期間に限らず、局・部員がいなくなった時点で休部扱いとし、改善が見られないと判断した場合も顧問と生徒会部の協議により廃止の判断をする。

第3章 構成運営

第5条 外局・部顧問は、年間計画を作成し生徒会部に提出する。

第6条 教頭、部顧問、生徒会部担当者等からなる部活動運営会議を設置する。なお外局はこれに含めない。

第7条 入局・入部希望者は「入局・入部届」に保護者氏名記入・捺印の上、各部局顧問に提出する。

第8条 入局・入部届確認後、顧問・担任は入局・入部の可否について判断する。

第9条 入局・入部決定後、顧問は速やかに生徒会部に報告、生徒会部は全職員が閲覧可能な局・部員名簿を更新する。

第10条 生徒会会員は、合わせて3つ以上の外局・部に加入することはできない。

第11条 生徒会四役と外局、外局と外局は、原則兼任を認めない。

第12条 外局・部の活動日は、第15条に定めるものとする。

第13条 外局・部の活動は、本校職員のもと行うものとする。

第14条 特別指導中の外局・部員は、期間中の外局・部活動を認めない。

第15条 学校、顧問は、以下の条項に従い局・部を運営するものとする。

1. 少なくとも月に1回は平日にすべての局・部活動の休養日を設定し、学校は年間行事予定表において保護者に周知する。
2. 毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
3. 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
4. 通常の活動時間は、平日2時間程度とする。
5. 土日、祝日、長期休業中の活動時間は3時間程度とする。

6. 対外交流、対外試合等は半日で終了するよう設定する。
7. 週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。

第4章 経費保険

- 第16条 部活動加入者より徴収する部費については、部活動運営会議で検討し校長に許可を受ける。
- 第17条 後援会等から活動費の支援があった場合は、部活動運営会議で予算配分を検討する。
- 第18条 外局に関わる経費は「生徒会会則 第9章 外局」に従う。
- 第19条 活動中の事故等については「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の適用を受ける。

第5章 対外行事

- 第20条 大会・行事等に参加を希望する外局・部顧問は、要綱を添付した大会・行事参加願を生徒会
部担当者・教頭に提出する。
- 第21条 大会・行事等の参加は、当該大会、競技規定により参加資格を有する者で、保護者の承諾を
有し、学校長がこれを許可した者とする。
- 第22条 大会・行事に参加した外局・部は、参加後、活動事後報告を口頭または、文書で行うものとする。
- 第23条 遠征、派遣を伴う大会・行事参加には本校職員の引率が必要なものとする。

令和6年5月16日 改訂
令和7年4月1日 施行